

2023 年 6 月 8 日

大阪市西区阿波座一丁目 3 番 1 5 号

バルテス株式会社

代表取締役社長 田中真史

大阪市西区阿波座一丁目 3 番 1 5 号

バルテス分割準備株式会社

代表取締役社長 田中真史

### 吸収分割に係る事前開示書面

(分割会社/会社法第 7 8 2 条第 1 項及び会社法施行規則第 1 8 3 条に基づく事前備置書面)

(承継会社/会社法第 7 9 4 条第 1 項及び会社法施行規則第 1 9 2 条に基づく事前備置書面)

#### 記

##### 1. 吸収分割契約の内容に関する事項

バルテス株式会社（以下「分割会社」という）及びバルテス分割準備株式会社（以下「承継会社」という）との間で 2023 年 5 月 22 日に締結した吸収分割契約の内容は、別紙のとおりです。

##### 2. 分割対価の定め相当性等に関する事項

###### ①交付する株式数に関する事項

本吸収分割に際して、承継会社は新たに普通株式 5,000 株を発行しその全てを分割会社に割当交付いたします。分割会社は承継会社の完全親会社であり、本吸収分割に際して承継会社が発行する株式のすべてが分割会社に交付されるため、相当であると判断しております。

###### ②資本金及び準備金に関する事項

承継会社が本吸収分割に際して増加させる資本金及び資本準備金の額は次の通りであり、本吸収分割後における承継会社の事業内容及び分割会社から承継する権利義務等に照らして相当であると判断しております。

| 資本金       | 資本準備金 |
|-----------|-------|
| 50,000 千円 | 0 円   |

3. 全部取得条項付種類株式の取得等

該当事項はありません。

4. 分割会社の新株予約権者に対して交付する新株予約権についての定め

該当事項はありません。

5. 分割会社についての次に掲げる事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

分割会社は有価証券報告書及び四半期報告書を近畿財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

(2) 臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

6. 承継会社についての次に掲げる事項

承継会社は2023年4月6日に設立された会社であるため、最終事業年度が存在しません。承継会社の成立の日における貸借対照表等は次のとおりです。

(1) 成立の日における貸借対照表

| 科目            | 金額        | 科目             | 金額        |
|---------------|-----------|----------------|-----------|
| (資産の部)<br>現預金 | 40,000 千円 | (純資産の部)<br>資本金 | 40,000 千円 |
| 資産合計          | 40,000 千円 | 負債・純資産合計       | 40,000 千円 |

(2) 臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 成立の日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

## 7. 分割会社及び承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

本件分割については、下記の理由により、分割効力発生日以後に分割会社が負担すべき債務及び承継会社が負担すべき債務（分割会社が本件分割により承継会社に承継させるものに限ります）につき履行の見込みがあると判断しております。

- ① 分割会社の2023年3月末日現在の貸借対照表における資産の額は4,089百万円、負債の額は1,682百万円、純資産の額は2,406百万円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。また、本会社分割により、分割会社が承継会社に承継させる資産の額及び負債の額は未定であります。甲のソフトウェアテスト事業（教育研修に係る事業及びグループ全般の運営管理事業を除く）（以下「本事業」という）に係る資産の額は、継承させる負債の額を数億円程度上回る予定であり、かつ分割会社及び承継会社共に適切な純利益と営業キャッシュ・フローの確保をしつつ事業承継がなされる見込みであるため、本会社分割が分割会社に与える影響は軽微であると考えます。
- ② 承継会社の設立時（2023年4月6日）の貸借対照表における資産の額は40百万円、負債の額は0円、純資産の額は40百万円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。また、本会社分割により、分割会社が承継会社に承継させる資産の額及び負債の額は未定であります。承継させる本事業に係る資産の額は、①のとおりです。以上より、本会社分割後における承継会社の資産の額は、負債の額を十分に上回る見込みです。

## 8. 上記1ないし7に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

本吸収分割の効力が生じるまでの間に、上記1から7に記載した事項について、変更が生じた場合には、ただちに開示いたします。

以上

(別紙)

# 吸収分割契約書

2023年5月22日

バルテス株式会社

バルテス分割準備株式会社

# 吸 収 分 割 契 約 書

バルテス株式会社（吸収分割会社。以下「甲」という）とバルテス分割準備株式会社（吸収分割承継会社。以下「乙」という）は、第 1 条に定める事業に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸収分割について、以下のとおり合意し、吸収分割契約（以下「本契約」という）を締結する。

## 第 1 条 （吸収分割）

甲は、本効力発生日（第 7 条に定義する。以下同じ）をもって、甲のソフトウェアテスト事業（教育研修に係る事業及びグループ全般の運営管理事業を除く）（以下「本事業」という）に関する権利義務を分割（以下「本吸収分割」という）し、乙は、同日、これを承継する。

## 第 2 条 （商号及び住所）

本吸収分割に係る吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は次のとおりである。

### (1) 吸収分割会社（甲）

商号：バルテス株式会社

（ただし、本効力発生日付で「バルテス・ホールディングス株式会社」に商号変更予定）

住所：大阪市西区阿波座一丁目 3 番 1 5 号

### (2) 吸収分割承継会社（乙）

商号：バルテス分割準備株式会社

（ただし、本効力発生日付で「バルテス株式会社」に商号変更予定）

住所：大阪市西区阿波座一丁目 3 番 1 5 号

## 第 3 条 （本吸収分割に際して割り当てる株式等）

乙は、本吸収分割に際して、第 5 条に基づき乙が承継する権利義務の対価として、乙の普通株式 5,000 株を新たに発行し、甲に対して全て割当交付する。

## 第 4 条 （増加すべき乙の資本金及び準備金等）

本吸収分割により増加する乙の資本金及び準備金の額は、以下の通りとする。

(1) 資本金：5,000 万円

(2) 資本準備金：0 円

(3) その他資本剰余金：会社計算規則第 37 条に定める株主資本等変動額から前各号の

額を減じて得た額

(4) 利益準備金：0 円

(5) その他利益剰余金：0 円

#### 第 5 条（甲から乙に承継する権利義務等）

1. 甲は、別紙 1「承継権利義務明細書」のとおり、2023 年 3 月 31 日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本効力発生日の前日までの増減を加除した本事業に関する甲の資産、債務、契約その他の権利義務を本効力発生日において乙に承継する。
2. 甲から乙に承継する債務の承継方法は、重疊的債務引受とする。

#### 第 6 条（承認総会の日）

甲及び乙は、本効力発生日の前日までに、それぞれ株主総会を開催し、本契約の承認及び本吸収分割に必要な事項に関する決議を求める。但し、分割手続の進行に応じ、必要があると認められるときは、甲乙協議の上これを変更することができる。

#### 第 7 条（効力発生日）

本吸収分割は 2023 年 10 月 1 日（以下「本効力発生日」という）に効力が発生するものとする。但し、分割手続の進行に応じ、必要があると認められるときは、甲乙協議の上これを変更することができる。

#### 第 8 条（引渡し）

1. 本吸収分割に伴い乙が甲から承継する財産（以下「承継財産」という）の引渡日は、本効力発生日とする。但し、法令上の制限又は手続上の事由により必要あるときは、甲乙協議の上引渡日を変更することができる。
2. 承継財産の確認方法等、引渡しに必要な手続の詳細については、甲乙協議の上別途決定する。

#### 第 9 条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後、本効力発生日に至るまでの間、それぞれ善良なる管理者の注意義務をもって業務を遂行し、資産及び債務を管理し、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為をするときは、あらかじめ甲乙協議の上別途決定する。

#### 第 10 条（競業避止義務）

甲は、本吸収分割にかかわらず、乙が承継する本事業について、本効力発生日以降も競業避止義務を負わないものとする。

#### 第 11 条 （変更及び解除）

本契約締結後、本効力発生日に至るまでの間、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合、その他本契約の目的の達成が困難になった場合は、甲乙協議の上、分割条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

#### 第 12 条 （本契約の効力）

本契約は、本効力発生日の前日までに法令に定める株主総会又は関係官庁等の承認が得られないときは、その効力を失う。

#### 第 13 条 （準拠法及び管轄）

1. 本契約は日本法に準拠し、日本法に従い解釈されるものとする。
2. 本契約に関連し発生する一切の紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 第 14 条 （協議事項）

本契約に定めのない事項、その他本吸収分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙が誠実に協議の上解決するよう努めるものとする。

本契約成立の証として、本電子契約書ファイルを作成し、甲乙双方が電子署名を行う。この場合、電磁的記録である本電子契約書ファイルを原本とし、同ファイルを印刷した文書はその写しとする。

2023 年 5 月 22 日

大阪市西区阿波座一丁目 3 番 1 5 号  
甲 バルテス株式会社  
代表取締役社長 田中真史

大阪市西区阿波座一丁目 3 番 1 5 号  
乙 バルテス分割準備株式会社  
代表取締役社長 田中真史

## 承継権利義務明細書

甲から乙へ承継する、本事業に関する資産、債務、契約その他の権利義務の内訳は以下のとおりとする。

### 1 資産

本事業に係る以下の資産とする。なお、甲乙協議の上で合意したものは承継対象に含めること及び除外することができる。

#### (1) 流動資産

現金及び預金、電子記録債権、売掛金、契約資産、貯蔵品、前渡金、前払費用

#### (2) 固定資産

工具器具備品、ソフトウェア、投資有価証券、長期前払費用、繰延税金資産

### 2 債務

本事業に係る以下の債務とする。なお、甲乙協議の上で合意したものは承継対象に含めること及び除外することができる。

#### (1) 流動負債

買掛金、未払金、未払費用、契約負債、賞与引当金

#### (2) 固定負債

退職給付引当金

### 3 契約（雇用契約を除く）

甲が本効力発生日までに本事業に関して締結している一切の契約に関する契約上の地位及びこれらに基づき発生した一切の権利義務。但し、法令上等の理由により承継できないもの及び甲乙間において承継の対象から除く旨を別途合意したものを除く。

### 4 雇用契約

本事業に主として従事する甲の従業員との間の雇用契約に関する契約上の地位及びこれらに基づき発生した一切の権利義務。但し、甲が乙に承継させない必要があると判断した甲の従業員との間の雇用契約に関する契約上の地位及びこれらに基づき発生した一切の権利義務は除く。

### 5 許認可等

甲が本効力発生日までに本事業に関して保有している一切の許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、法令上承継が可能なもの。

以 上